

福知山市自治基本条例素案に対する意見について・回答（パブリックコメント）

番号	箇所	意見（主旨）	考え方（回答要旨）	備考（ページ）
1		<p>議会基本条例で、市民が着実に参加できると考えるが、何故今回自治基本条例が必要とされたのか</p>	<p>市民は市政の主権者であり、さまざまな形で市政を統制し（選挙等により）、参画する権利を持っています。法定の権利を始めとして、市政に意見を言うことなども参加の権利の行使です（パブリックコメントもその一つです）。</p> <p>こうした権利は、民主的な選挙で選ばれた市長や市議会議員の役割や権能を侵すものではなく、互いに補完し合うものです。</p> <p>自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。</p> <p>本条例素案では、憲法、地方自治法等で決められていることであっても、あえて市民の権利として確認したり、市長や市議会の役割と責務等を市民から見て明らかになるように示しています。</p> <p>住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、市民のみなさん全員で協働することが重要です。</p> <p>そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません。それが自治基本条例であり、みんなで作る「私たちのルール」だと考えています。</p> <p>また、今後、市議会および市議会議員に関する条文については必要に応じて市議会との調整を図っていきます。</p>	

2		<p>本市の条例案は、権利義務の目立つ条文が多く含まれており、総合網羅的な構成にして重要案件となる最高規範、直接民主主義の仕組みの導入、二元代表制の軽視、住民投票と外国人参政権などを包含されたのか、制定の必要性和目的について</p>	<p>自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。</p> <p>本条例素案では、憲法、地方自治法等で決められていることであっても、あえて市民の権利として確認したり、市長や市議会の役割と責務等を市民から見て明らかになるように示しています。</p> <p>住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、本市に関わる「市民」のみなさん全員で協働することが重要です。</p> <p>そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなで作る「私たちのルール」だと考えています。</p>	
3		<p>検討メンバーの知識や経験の適正を担保された根拠と市長の任命手続き、検討段階で多様な意見が闊達に話せる環境下だったのか、検討中にメンバーが知見者に意見を確認する手順を踏まれたのか、最善の環境で本市の条例案が出来たのか</p>	<p>今回の自治基本条例については、平成21年度に市民協働まちづくり研修会として市民30名の皆様、平成22年度に市民協働まちづくり検討会として市民25名の皆様によるまちあるきやグループワークによる議論から、平成22年度まちづくり検討会議提言書としてまとめられたものから、平成23年度からの市民協働推進会議によりまとめていただいたものとなっております。</p> <p>特に市民協働推進会議では、100回以上による様々な形での検討や意見徴収により3つの提言のひとつとして、行政とも議論を重ねながら提案いただきました。</p> <p>推進会議の委員選出には、市民協働の大きな担い手である自治会や婦人会、またNPOなどの既存の組織から推薦いただいた方々に加え、公募による選出を要綱に則って行っており、行政からも各部から特に市民協働に関わりの深い職員も参加しながら検討を進めました。</p> <p>また、多様な意見を闊達に話せる環境として、市民ファシリテーターを育成するための研修会を実施し、その参加者の中から推進会議のファシリテーターとして、グループワークによる議論を重ねていただきました。</p> <p>平成23年から25年の議論の中では、先進地視察、市民団体への</p>	

			<p>ヒアリング、地域への意見交換会の実施、無作為抽出による市民の皆様による100人ミーティングの実施、など、他市にない取り組みを重ねて、条例案を提言いただいたところです。</p>	
4		<p>住民への条文解説や公開討論会の時期、回数、参加者数、出された意見に対してとられた経過処置、又は仮に少数のメンバーでつくられたとしたら住民軽視に繋がり不利な情報を隠蔽して物事が進められたと憶測せざるを得ないが</p>	<p>条例の内容については、行政からは、広報ふくちやまで、平成27年9月から3回シリーズで掲載したことや、HPでの掲載とともにパブリックコメントを3ヶ月間実施したところです。</p> <p>また、条例を作成するにあたってのご意見を聞くための、市民協働推進会議での取り組みとしては、18の市民団体や高校、大学への団体ヒアリング、市内9地域（地域公民館単位）における10回の市民意見交換会として市民が集うまちづくりの夕べの開催、無作為抽出による市民100人以上による未来を描く！福知山100人ミーティングの開催などを実施し、その内容については市民協働推進会議の検討状況も含め、HPでも公開させていただいたところです。</p> <p>また、行政からは、今年度「未来創造 福知山」、福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略、における市民意見交換会として市内地域公民館9ヶ所で開催した未来創造ミーティングにおいて、自治基本条例の概要の説明と意見交換を、行なったところであり、今後必要に応じて取り組んでいきたいと考えております。</p>	

5		<p>本市の条例案の構成は総合的に網羅され、「市民」の権利を主張し「市」と対峙する高圧的で指示命令調になっており、「市の執行機関機能の萎縮」「住民を萎縮」させる可能性が含まれていますが、認識と住民目線で感じる反応について</p>	<p>条例案の第5条において、市民の権利に伴う役割について定めていますが、その逐条解説で、市民には、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることが求められます。まちづくりへの参画の権利と同時に、自分の発言や行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画することも求められているとし、また、市民には、まちづくりの主体として市政運営にも関心を持って、住みやすいまちづくりのためにできることから取り組むことが求められていると解説しています。</p> <p>さらに、まちづくりへの参画については、多様な人々が関われるよう、特に若者の参画の推進に努めることとし、市民には、快適な生活環境を確保するため、ごみの分別や廃棄、空き家を含む家屋や農地の適切な管理等、自己の責任の範囲において公共の福祉の増進や環境の保全に努めることが求められています。</p> <p>条文という性質上、他の条例との整合からですます調ではなく、条文形とさせていただいております。</p>	
6		<p>本市の条例案の公開による「行政機関の社会的責任」認識と近隣の市や府及びステークホルダーに与える影響度の判断、本市の品格、信用、人望や地域が持つ有形、無形の価値資産等にまで毀損を与えると危惧を持つが</p>	<p>本条例は、市民憲章の精神である「幸せを生きる」を踏まえて、主権者である市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚して、「市民が主役の福知山市」をめざし、基本的人権を尊重しながら、まちづくりにおいて最も重要視する価値観である市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちづくりの実現をめざすものとしています。</p> <p>これは、行政機関の社会的責任の認識にもつながるものであり、有形無形の価値資産に毀損を与えるものではありません。</p>	

7		<p>第1条目的で、「市民」の権利の誇示、役割と責任押し付け型で強引に行動をさせようとする意識があり、これで住民と同意の行動の協力が得られるのか</p>	<p>「市民」の権利と役割については、第5条で位置づけており、市民には、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることが求められます。また、まちづくりへの参画の権利と同時に、自分の発言や行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画することも求められており、また、市民には、まちづくりの主体として市政運営にも関心を持って、住みやすいまちづくりのためにできることから取り組むことが求められるため、こうした位置付けにしております。</p>	
8		<p>「市民」を市以外の全てを包含し、住民でないものや団体、未納税者、選挙権が無い者の、市政や地域活動に参加させる狙いとここで捉えた事業者、団体対象者等についてどのような階層や思想の持ち主の認識を持たれているのか</p>	<p>「市民」の定義については、地方自治法に基づく居住者だけでなく、まずは広くとらえています。これは、現実のまちづくり（地域課題の解決や地域活性化の推進等）のためには、住民はもとより福知山市に関わる幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。たとえば、災害の際には、人道的な面から救助や復旧に取り組む事業者は多いだろうと思われまじし、昨今社会貢献活動に取り組む企業も増えています。その意味で、公益的なまちづくり活動においては、事業者も市民という位置づけをし、幅広い「市民」が参画することで、活動に広がりや深まりがでてきます。</p> <p>ただし、具体的な権利や責務が問題になるときは（たとえば住民投票など）、あらためて「市民」の範囲を限定する必要があるとしています。</p> <p>市民は市政の主権者であり、さまざまな形で市政を統制し（選挙等により）、参画する権利を持っています。法定の権利を始めとして、市政に意見を言うことなども参加の権利の行使です（パブリックコメントもその一つです）。</p> <p>こうした権利は、民主的な選挙で選ばれた市長や市議会議員の役割や権能を侵すものではなく、互いに補完し合うものです。</p> <p>また、個人の思想信条といったことについて行政が関知することは基本的人権の侵害にもつながるものであり、そのことを認識し、意見</p>	

			を言うことは出来ません。	
9		二元代表制を軽視し、直接民主主義制を導入、標榜される仕組みを導入される仕組みを導入された狙いと「住民自治」に与える問題の有無及び影響度について	<p>市民は市政の主権者であり、さまざまな形で市政を統制し（選挙等により）、参画する権利を持っています。法定の権利を始めとして、市政に意見を言うことなども参加の権利の行使です（パブリックコメントもその一つです）。</p> <p>こうした権利は、民主的な選挙で選ばれた市長や市議会議員の役割や権能を侵すものではなく、互いに補完し合うものです。</p> <p>住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、本市に関わる「市民」のみなさん全員で協働することが重要です。</p> <p>そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなで作る「私たちのルール」だと考えています。</p>	

10		<p>市は第5章情報共有、第6章市政運営、第7章参画及び協働などの条文要求内容について、住民でない者や団体、未納税者、未選挙権者等によって、市の執行機関及び住民を萎縮させる可能性が含まれており、住民から住民の権利利益軽視だと直訴の場合の対応にどのような説明をされ、法的に問題ないとされるのか</p>	<p>個人情報取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年）」および「福知山市個人情報保護条例」があり、それに基づき必要があります。</p> <p>また、市政運営や参画及び協働についても地方自治法など法に基づくものであり、自治基本条例についても、まちづくりに関する基本的なルールを定めるものであり、その法の範囲においてこれを逸脱するものではないと考えています。</p>	
11		<p>市民の権利と利益を保護する対象者には、市議会及び市の執行機関業務に従事しない市議会及び市の職員を含む解釈なのか、何故この条文が必要なのか</p>	<p>この条文は、法に基づく処分や申請など行政手続について、公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市がその事務処理の基準を示すことにより、市民の権利と利益の保護を図る制度として、行政手続法、福知山市行政手続条例（平成8年12月20日条例第9号）に基づき公正かつ透明性のある運用を行うためのものです。</p> <p>行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民のみなさんにとって明らかにするということを、ここで改めて示したものであり、まちづくりを進めるためのルールとして記載したものです。</p>	
12		<p>外国人にも住民投票への参加を認め、さらに「外国人地方参政権」へ繋がり民意と法的な秩序をないがしろにして、自治体への介入の恐れや運動に利用されかねませんが、定住外国人に配慮するとされた目的と行政への影響度、国の法律に抵触する可能性の認識、対象の人数について</p>	<p>住民投票実施にあたっては実施詳細を別途の条例で定めることとなりますが、その際に市民の一員としての配慮が必要と考えられるのでその要請をするということを示しています。</p> <p>まちづくりへの参画や市政に意見を言うことは、子どもや外国籍の人にも開かれていますし、それが国や自治体の主権を侵害することはありえません。自治体の施策の最終決定権は、選挙で選ばれた市長及び市議会議員にあるからです。また、法定の権利も選挙権を持つ人だけに限られており、住民投票もこの権限に基づいていますから選挙権保有者のみが請求できることになっています。</p> <p>自治基本条例は、市民の権利を保障するとともに、市民、議会、市長（行政）の三者が役割を分担し合ってよりよい福知山市をつかっていくためのものです。</p>	

13		<p>本市の条例案を福知山市の自治の推進における最高規範とした法的根拠はどこからきているのか、今何が問題と認識しているのか</p>	<p>自治基本条例は自治体の最高規範として他の条例・規則、計画等はもちろん本条例に基づくこととなります。このことによって、市民の権利やまちづくりの原則、行政と市議会の役割・責務が明らかになり、市民にとって市政が「見える」ものになります。</p> <p>ただし、自治基本条例は福知山市の最高規範とは言え自治体内部のものであるため、国法を左右することはできません。</p>	
14		<p>本市の条例案に基づき他の条例や計画等の制定改廃時に整合を図るために発生する該当条例と計画等の範囲と件数、起こりうる課題、対処見込みの期間、対処費、住民にはどんなメリットとデメリットがあるのか</p>	<p>他の条例や計画等への影響については、例えば制定改廃等における市民のみなさんの参画方法の手法があげられます。</p> <p>公募の有無といった基本的な事項について、取り決めることで、本市における市民参画をこれまで以上に促し、まちづくりへの興味関心の醸成にもつながるものと考えています。</p>	
15		<p>条例の普及監視や改廃の決定権は市議会にあるとの認識をもっており、二元代表制を揺るがし直接民主制に繋がりがねないが、本条例推進委員会の設置と検証検討する役割を付与する狙い、市議会の役割と権限、委員会構成者の適格性基準、住民ではない外部からの委員選出と関与の有無について</p>	<p>自治基本条例は、その策定経過からも市民のみなさんとの議論を基に策定してきたものです。</p> <p>その進捗についての意見を求めるためには、この条例の中で委員会を位置づけることにより、実効性を高めていきたいという思いからでたものです。</p> <p>ただし、条例の改廃については、当然議会での判断が必要となりますので、二元代表性を揺るがすことにはなりません。</p>	

1	第1章 第1条 目的	<p>見直し要。</p> <p>「市民がまちづくりの主体である」という基本理念のもと」とありますが、定義の市民には「市」以外を総称し未納税者や市内に居住しないで活動している団体、外国人等多様な人々を含んでおり「市民が主体」とするのは不自然です。最優先は住居を構えた納税者及び家族であり、次いで勤務されている方、通学の方となり流動的な方々にも「まちづくりの主体」をもとめ権利意識を持たせて役割責任と行動をしていただく押し付けの考え方は不適切です。また市内で事業活動をされ、納税や雇用を創出されている事業者を市民に包含されていますが責務や役割は異なり。同一で括る考え方は正確とは言えない。</p>	<p>「市民」の定義については、地方自治法に基づく居住者だけでなく、まずは広くとらえています。これは、現実のまちづくり（地域課題の解決や地域活性化の推進等）のためには、住民はもとより福知山市に関わる幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。たとえば、災害の際には、人道的な面から救助や復旧に取り組む事業者は多いだろうと思われまし、昨今社会貢献活動に取り組む企業も増えています。その意味で、公益的なまちづくり活動においては、事業者も市民という位置づけをし、幅広い「市民」が参画することで、活動に広がりや深まりがでてきます。</p> <p>ただし、具体的な権利や責務が問題になるときは、たとえば住民投票などにおいては、改めて個別の条例の中で「市民」の範囲を限定する必要があるとしており、ここでは、総体的な意味での記載をしています。</p>	
---	------------------	--	---	--

<p>第2条 定義</p>	<p>「市民」「市」の定義は不適當、見直し要。 住民は住民税（市民税）徴収の公平性と自ら住んでいるからこそ、自分の住んでいる市のことに関われる行動が取れると考えます。 定義の「市民」であることをどうやって証明するのか客観的な基準が必要、市や病院、学校、保健所などの窓口へ「市民」と称して苦情や情報の収集、企画の提供などの来た個人・団体の対応に影響します。 「市民」の定義によっては参政権のない者や未納税者が干渉することができ危惧します。 「市民」はすべて同じ権利を有することではなく、法律上の権利にも違いがある。 本市の条例案2では市民に「外国人を含む」とは明記されてなく解説では含むと明記され、23条の住民投票では定住外国人に配慮するとなっており整合がない。</p>	<p>「市民」の定義については、地方自治法に基づく居住者だけでなく、まずは広くとらえています。これは、現実のまちづくり（地域課題の解決や地域活性化の推進等）のためには、住民はもとより福知山市に関わる幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。たとえば、災害の際には、人道的な面から救助や復旧に取り組む事業者は多いだろうと思われまし、昨今社会貢献活動に取り組む企業も増えています。その意味で、公益的なまちづくり活動においては、事業者も市民という位置づけをし、幅広い「市民」が参画することで、活動に広がりや深まりがでてきます。 ただし、具体的な権利や責務が問題になるときは（たとえば住民投票など）、あらためて「市民」の範囲を限定する必要があるとしており、ここでは、総体的な意味での記載をしています。 なお、第2条にかかる外国籍の人については、地方自治法第10条の「住民」についての規定で、市内に住所を有する人で外国籍の人や法人を含むとしており、それに基づくものです。 また、住民投票実施にあたっては実施詳細を別途の条例で定めることとなりますが、その際に市民の一員としての配慮が必要と考えられるのでその要請をするということを示しています。 まちづくりへの参画や市政に意見を言うことは、子どもや外国籍の人にも開かれていますし、それが国や自治体の主権を侵害することはありえません。自治体の施策の最終決定権は、選挙で選ばれた市長及び市議会議員にあるからです。また、法定の権利も選挙権を持つ人だけに限られており、住民投票もこの権限に基づいていますから基本的には選挙権保有者のみが請求できることになっています。 自治基本条例は、市民の権利を保障するとともに、市民、議会、市長（行政）の三者が役割を分担し合ってよりよい福知山市をつかっていくためのものです。</p>	
-------------------	---	---	--

第3条 自治の原則	見直し要 (2)「男女の平等なまちづくりへの参画を促進すること」とありますが、国の「男女共同参画社会基本法」と用語の表現が異なり「何が平等でどんなことが不平等」となるのか意味が読み取れない。	「男女平等」については、市民案である市民協働推進会議での検討の中で、まちづくりにおける特に配慮すべき項目のひとつとして掲げられたものです。 女性も男性も性別に関わらず対等にまちづくりの役割を担うとともに参画することを原則としています。地域での意見交換会を行った際にも女性がまちづくりに参画できていないという意見が多かったことから、固定的な性別役割分担意識を解消し、共に参画することにより多様な視点を取り入れ男女ともに活躍できるまちづくりをめざすことで、「男女平等」なまちづくりを実現していきたいと考えています。	
第4条 市民の権利	見直し要 「市民は・・・まちづくりについて学ぶ権利を有する」とありますが、未納税者や市外の人達、外国人、一時的滞在者等などに学ぶ権利を付与するのは不適當。誰に対して「権利」を振りかざすことを認めるのか分からない。 「市民」の定義が広い状態で本市の条例案に用いるのは適當でない。 地方自治法では住民が自治の担い手と定めて選挙権や直接請求権を認めており本市の「市民の権利」の定義の広範囲さを考えると整合性が取れません。条文では「学ぶ権利」解説では「知る権利」を用いておられるが意味が混在している。ここでは学ぶ権利の基準は「市民」が握っていることの判断が必要。	ここでは、市民はまちづくりを推進するために自発的かつ主体的にまちづくりに参画する権利と、まちづくりに関する情報を知り得る権利とを明らかにし、そのために市は、市民がまちづくりに関して学習する場を積極的に設ける必要があることを謳っています。 また、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年）」および「福知山市個人情報保護条例」があり、それに基づく必要があります。 自治基本条例は、まちづくりに関する基本的なルールであり、これを逸脱するものではないと考えています。	

<p>第5条 市民の役割</p>	<p>見直し要。 「市民は自治の主体者」となっているが福知山市議会基本条例前文では「住民自治の実現」とされており、整合性が取れません。 4項では「市民の権利」とし5項では「市民の役割」で対比されているが自治法で用いられる「住民の権利と義務」との用語使用とも整合性が取れていません。</p>	<p>市民は市政の主権者であり、自治の主体者であることは言うまでもありません。 また、まちづくりにおいて「住民自治の実現」は非常に大切な観点であり、意味合いにおいて齟齬をきたすものではないと考えます。今後、市議会および市議会議員に関する条文については必要に応じて市議会との調整を図っていきます。 また、自治法で言う「義務」は法上の規定のとおりですが、自治基本条例における「役割」については、市民には、自らの意思に基づいて様々なかたちでまちづくりに関わることが求められます。まちづくりへの参画の権利と同時に、自分の発言や行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画することも求められているとし、また、市民には、まちづくりの主体として市政運営にも関心を持って、住みやすいまちづくりのためにできることから取り組むことが求められていると解説しています。 さらに、まちづくりへの参画については、多様な人々が関われるよう、特に若者の参画の推進に努めることとし、市民には、快適な生活環境を確保するため、ごみの分別や廃棄、空き家を含む家屋や農地の適切な管理等、自己の責任の範囲において公共の福祉の増進や環境の保全に努めることが求められています。</p>	
<p>第3章 市議会 第6条 第7条 第8条</p>	<p>削除 必要なら議会及び議員の責務等として包含する。</p>	<p>本条例素案では、憲法、地方自治法等で決められていることであっても、あえて市民の権利として確認したり、市長や市議会の役割と責務等を市民から見て明らかになるように示しています。 住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、市民のみなさん全員で協働することが重要です。 そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなで作る「私たちのルール」だと考えています。 今後、市議会および市議会議員に関する条文については必要に応じて市議会との調整を図っていきます。</p>	

<p>第4章 市長等 第9条 第10条</p>	<p>削除 必要なら市の役割として包含する。</p>	<p>住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、市民のみなさん全員で協働することが重要です。 そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなでつくる「私たちのルール」だと考えており、このような記載としています。</p>	
<p>第5章 情報共有 第11条 第12条 第13条 第14条</p>	<p>削除 内容を遵守せよと凄まれるケース。 説明責任を果たせと押し切られタジタジとなり市政を混乱のケース、基準は「市民」が握っている。 必要なら情報共有として限定内容で包含しまとめる。</p>	<p>個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年）」および「福知山市個人情報保護条例」があり、それに基づく必要があります。 また、市政運営や参画及び協働についても地方自治法など法に基づくものとして、自治基本条例についても、まちづくりに関する基本的なルールであり、これを逸脱するものではないと考えています。</p>	
<p>第6章 市政運営 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条</p>	<p>二代表性であり削除 「参画・協働」という言葉を用い、直接民主制や市の執行機関を乱す条文は認められない。市民がすべて「まちづくり」に参画する機会と能力があるわけではない。 だから専門的な知識があり、地位と権限を保証された議員を選出し託している。 懲罰の運用を大幅に制限させ、市政のルールや社会倫理・風紀の実権が握られることも可能。 例 国鉄・社会保険庁・大阪府/市の「労組と執行機関の問題」</p>	<p>自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。 本条例素案では、憲法、地方自治法等で決められていることであっても、あえて市民の権利として確認したり、市長や市議会の役割と責務等を市民から見て明らかになるように示しています。 住みよいまちをつくっていくには、市役所など行政だけでなく、市民のみなさん全員で協働することが重要です。 そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなでつくる「私たちのルール」だと考えています。</p>	

<p>第7章 参画及び 協働 第21条 第22条 第23条</p>	<p>二元代表性であり削除 「参画・協働」という言葉を用い、直接民主制を取り込む条文は認められない。 「市民投票」は現在何を想定されているのか不明だが議会軽視になる。 「議員定数の12分の1以上」は未秩序状態に陥る危険性がある。 外国人に配慮する思想と背景が危うい。</p>	<p>本条例は、市民憲章の精神である「幸せを生きる」を踏まえて、主権者である市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚して、「市民が主役の福知山市」をめざし、基本的人権を尊重しながら、まちづくりにおいて最も重要視する価値観である市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちづくりの実現をめざすものとしています。 また、住民投票実施にあたっては実施詳細を別途の条例で定めることとなりますが、その際に市民の一員としての配慮が必要と考えられるのでその要請をするということを示しています。 まちづくりへの参画や市政に意見を言うことは、子どもや外国籍の人にも開かれていますし、それが国や自治体の主権を侵害することはありません。自治体の施策の最終決定権は、選挙で選ばれた市長及び市議会議員にあるからです。また、法定の権利も選挙権を持つ人だけに限られており、住民投票もこの権限に基づいていますから選挙権保有者のみが請求できることになっています。 自治基本条例は、市民の権利を保障するとともに、市民、議会、市長（行政）の三者が役割を分担し合ってよりよい福知山市をつかっていくためのものです。 また、「議員定数の12分の1以上」は法の定めのとおりであり、ご懸念のようなことにはなり得ないと考えています。</p>	
<p>第24条 第25条 第26条</p>	<p>具体化して「まちづくり」などとして整備を図ること。</p>	<p>自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。 本条例素案では、憲法、地方自治法等で決められていることであっても、あえて市民の権利として確認したり、市長や市議会の役割と責務等を市民から見て明らかになるように示しています。 住みよいまちをつかっていくには、市役所など行政だけでなく、市民のみなさん全員で協働することが重要です。 そのためには、まちづくりを進めるためのルールを定め、それを誰</p>	

			<p>もが知っているということが必要であり、ルールが共有出来るよう明文化しなければいけません、それが自治基本条例であり、みんなで作る「私たちのルール」だと考えています。</p> <p>また、「地域づくり」についての仕組みなどについては、ご指摘のとおり整備していく必要があると考えております。</p>	
第8章 第27条	法的根拠が無く、また混乱をまねくため整備を図ること。		<p>自治基本条例は自治体の最高規範として条例・規則、計画等はもちろん本条例に基づくこととなります。このことによって、市民の権利やまちづくりの原則、行政と市議会の役割・責務が明らかになり、市民にとって市政が「見える」ものになります。</p> <p>ただし、自治基本条例は福知山市の最高規範とはいえあくまでも自治体内部のものであります。</p>	
第9章 国府及び他の地方自治体との関係 第28条	市民との協働によるまちづくりには直接関係なく削除 補完性の原理は専門用語であり住民には不明瞭であり使用しない		<p>これからの自治体運営を行う上で、これまで市単独で行なってきた取り組みだけでは、十分に機能しえないことは明確です。</p> <p>市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理や災害発生時の相互応援等について、国府や他の自治体等と連携や協力するように、改めて定めることが、まちづくりには重要であるため表記していることを御理解ください。</p>	
第29条	市民との協働によるまちづくりには直接関係なく削除 当然のことです		<p>これからの自治体運営を行う上で、これまで市単独で行なってきた取り組みだけでは、十分に機能しえないことは明確です。</p> <p>市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理や災害発生時の相互応援等について、国府や他の自治体等と連携や協力するように、改めて定めることが、まちづくりには重要であるため表記していることを御理解ください。</p>	